

宮城県公報

宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○救急医療機関の認定

○保安林の指定の解除

○保安林の指定施業要件の変更の予定（三件）

○保安林の指定施業要件の変更の予定告示内容の揭示

○建設業の営業の停止

○建設業許可の取消し

○建設業許可の取消し

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○開発行為に関する工事の完了（二件）

○建設業許可の取消し

○宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

（産業廃棄物対策課）

（NPO活動促進室）

（同）

（医療整備課）

（森林整備課）

（同）

（同）

（事業管理課）

（同）

（同）

（建築宅地課）

（同）

（同）

（同）

（同）

（同）

（同）

（同）

（同）

七

○宮城県海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者

○宮城県海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時

○宮城県海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所

○宮城県海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

人事委員会

○人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

○公開口頭審理の開催

告示

○宮城県告示第七百七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十年七月二十二日

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社長洲商店

2 所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡東四丁目十三番一号

3 代表者の氏名 代表取締役 長洲 龍一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市早股字前川一番四十二及び宮城県岩沼市押分字須加原百十四番三十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

九 八

八 八 七 七

五 申請年月日

平成二十年六月二日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十年七月二十二日から平成二十年八月二十二日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十年九月八日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所塩釜総合支所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 鳴子の米プロジェクト

一 代表者の氏名 上野 健夫

二 主たる事務所の所在地 大崎市鳴子温泉字南原二十六番地

三 定款に記載された目的 この法人は宮城県大崎市鳴子温泉地域の農業生産者および地域内外の住民を信頼でつなぎ、地域の農を支え食文化を活かしながら、豊かな地域社会の実現と次世代への継承に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年七月四日

○宮城県告示第七百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ロージーベル

一 代表者の氏名 佐竹 えり子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二丁目十番二十六号旭開発ビル二〇二

三 定款に記載された目的 この法人は、過去と決別して立ち直りを目指すすべての少年に対して、その立ち直りと自立更生に必要な保護・援助を行い、もつて少年の更生と健全育成に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年七月九日

○宮城県告示第七百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 フラワーアイランド野々島

一 代表者の氏名 鹿野 正

二 主たる事務所の所在地 塩竈市浦野々島字吹越一番

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内において、花、花木及び果樹の植栽並びに、浅海漁業資源の保護及び、育成を行い、関係生産物の販売、加工及び摘取り観光等の事業を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年七月九日

○宮城県告示第七百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
1 仙台循環器病センター	仙台市泉区本町二二一	平成二十年七月二十一日	平成二十三年七月二十一日

○宮城県告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大曲字沼尻一の一、一一の四、一二の一から一二の三まで、一二の六、一三、一四の
一、一五の一、字土手下南一六九の四から一六九の六まで、一七〇の二、一七〇の三、一七二の一、
一七二の二、一八一の一、字下台二二七の一から二二七の八まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ
た。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市登米町大字日根牛字中山三一一の一から三一一の二〇まで、三一一の二二から三一一の
二四まで、三一一の三九、三一一の四六、三一一の四九、三一一の五三、三一一の五五、三一一の
五九、三一一の六〇、三一一の六八、三一一の六九、三一一の七八（次の図に示す部分に限る。）
三一一の四、三一一の六、三一一の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）
及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ
た。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町大内字明光沢九七の一、一〇四、筆甫字下南山三五の一から三五の六まで、字平
場の一、一の一、一の四二、一の四四、一の四五、一の二二三、字西山八の八

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場
に備え置いて縦覧に供する。）

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町字木落一九の一、字小倉五の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字木落一九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢大野一の一の八、一の三一、一の三三（次の図に示す部分に限る。）、一の六六、一の六七、字漆沢赤坂一五の一、二二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定

により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年五月二十日付け十九森整第七百七十五号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を登米市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市東和町米谷字朝田貫六四の一、六四の三、六四の九、六四の一七、六四の一九、六四の二〇、六四の二三、六四の二五から六四の二七まで、六四の二九から六四の三四まで、六四の三七、六四の七六から六四の七九まで、六四の八一から六四の八三まで、六四の八五から六四の二〇二まで、六四の一〇四から六四の一〇五まで、六四の一〇八から六四の一三二まで、六四の一三四から六四の一三六まで、六四の一三八から六四の一四一まで、六四の一四五、六四の一五九から六四の一六一まで

二 所在が不明である者の住所氏名

仙台市太白区泉崎二丁目一五番一八号 熊谷 弘

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年五月二十日宮城県告示第五百七十九号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

○宮城県告示第七百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十年七月十一日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社千葉重機 千葉 昌昭	主たる営業所の所在地 多賀城市市川字城前七十七番地	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特・十七 第六千五百四十二号
-------------------------------------	------------------------------	---

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十年七月二十五日から同年八月八日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

多賀城市役所発注の平成十八年度多賀城市下水道の元請工事等において、勤務実態のない者を配置技術者として装い、主任技術者を配置していなかったことが、法第二十八条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第七百八十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年七月十八日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社白鳥建設 阿部 庸	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町十二	般・特・十八第四百九十号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十年六月二十六日
株式会社全央 本田 幸三	名取市牛野字松浦七十四	般・十九第九千四百四十五号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	平成二十年六月二十六日
有限会社開成建設 小川 末吾	石巻市新境町一丁目一	般・十七第一万三千三十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業	平成二十年六月二十三日
有限会社アルファ工業 和泉 博一	仙台市太白区中田町字千刈田三、十八	般・十六第一万五千七百七十七号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年六月二十七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 公立大学法人宮城大学新財務会計システム（仮称）企画・開発業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部県立大学室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年七月十一日

四 落札者の名称及び所在地 (株)ニッセイコム・日立公共システムエンジニアリング(株)企業連合

(代表構成員)株式会社ニッセイコム仙台支店 仙台市青葉区一番町一丁目四番二十八号(構成員)

日立公共システムエンジニアリング株式会社 東京都江東区東陽二丁目四番十八号

五 落札金額 三千三百六十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年五月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市増田一丁目五百五十四番、五百五十六番及び五百五十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一 渋谷商事株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

教育委員会

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市桜四丁目百三番一

仙台市泉区八乙女四丁目一番地の三

スウェーデンハウス株式会社 東北支店

支配人 山中 立善

宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中及び別記様式第二号中「条例第六条」を「条例第七条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十三号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表中

宮城県教育
振興審議会

宮城県教育振興審議会条例（平成二十年宮城県条例第三号）第一条の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要な事項の調査審議に関すること。

教育企
画室

宮城県教育
振興審議会

宮城県教育振興審議会条例（平成二十年宮城県条例第四号）第一条の規定による宮城県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要な事項の調査審議に関すること。

を

宮城県教育
委員会指定
管理者選定
委員会

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第九条第三項の規定による指定管理者の選定に関すること。

総務課

宮城県教育
振興審議会

宮城県教育振興審議会条例（平成二十年宮城県条例第三号）第一条の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要な事項の調査審議に関すること。

に改める。

宮城県教育
委員会

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

教育企
画室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

宮城県教育委員会規則第十四号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則
宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中、「同条第二項」を「同条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十五号

県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十年六月十四日に発生した岩手・宮城内陸地震による被害(以下「地震被害」という。)を受けた家庭の生徒に係る県立高等学校の授業料の減免に関し、県立高等学校の授業料の減免等に関する規則(昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十三号。以下「規則」という。)の特例を定めるものとする。

(減免対象者)

第二条 授業料の減免対象者は、地震被害を受けたことにより平成二十年度分の市町村民税、固定資産税又は国民健康保険税若しくは国民健康保険料(以下、「市町村民税等」という。)の減免を受けた者と生計を同じくする生徒とする。

(減免対象期間)

第三条 授業料の減免対象期間は、平成二十年度第一期から第四期までとし、市町村民税等の減免を受けた期間により決定する。

(減免額)

第四条 授業料の減免額は、規則第三条第二項の表第三号の規定にかかわらず、平成二十年度第二期から第四期の授業料のそれぞれの額に、地震被害を受けたことによる平成二十年度分の市町村民税等に係る減免割合を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、市町村民税等の減免割合が異なるときは、いずれか高いものを適用する。

(減免の申請期限)

第五条 授業料の減免の申請期限は、平成二十一年二月二十七日までとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、宮城海区漁業調整委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。
平成二十年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 選挙期日 平成二十年七月三十一日

二 選挙すべき委員の数 九人

○宮選管告示第七十一号

平成二十年七月三十一日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成二十年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

選 挙 長 塩竈市浦戸寒風沢字湊三七番地 綿 元 男

同職務代理者 亘理郡亘理町荒浜字御狩屋六番地 菊 地 伸 悦

○宮選管告示第七十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十年七月三十一日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。
平成二十年七月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 平成二十年八月一日 午後三時

○宮海選告示第一号

平成二十年七月三十一日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十年七月二十二日

宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙

選挙長 綿 元 男

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○宮海選告示第二号

平成二十年七月三十一日執行の宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定による選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十年七月二十二日

宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙

選挙長 綿 元 男

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 平成二十年七月二十八日 午後五時

人事委員会

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・四十六

人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項中「総務課職員係長」を「総務課総務係長」に改め、同表角田市の項中

本 庁
(本庁共通) 部長 会計管理者 次長 課長 室長 参事 (企画課関係) 企画調整係長 課長補佐 係長 主幹 (総務課関係) 主幹 副主幹 主査及び主事 事を担当するものに 限る (政策調整室関係) 主査 秘書係長 副主幹 主事 (財政課関係) 課長補佐 財政係長

本 庁
(本庁共通) 部長 会計管理者 次長 課長 室長 参事 (企画課関係) 企画調整係長 課長補佐 係長 主幹 副主幹 主査及び主事 を担当するものに 限る (政策調整室関係) 主査 秘書係長 副主幹 主事 (財政課関係) 課長補佐 財政係長 納税推進専門監

め、同表多賀城市の項中

本 庁
(本庁共通) 部長 市長公室長 次長 会計管理者 課長 室長 副理事 参事 理事 (部の主管課関係) 課長補佐 総務企画係長 課長 (総務課関係) 人事係長

本 庁
(本庁共通) 部長 市長公室長 次長 会計管理者 課長 理事 副理事 参事 理事 (部の主管課関係) 課長補佐 総務企画係長 課長 (総務課関係) 人事係長

め、同表岩沼市の項中、「部長」の下に、「
加え、同表登米市の項中

「部長」の下に、「室長」を
「会計管理者」を、「教育次長

老人福祉センター	所長
(本局) 局長 次長 課長 (病院) 院長 副院長 総看護師 院長 副院長 総看護師 課長 副課長 事務局長 看護 次長 課長 課長 診療所長 局長 (老人保健施設) 事務 局長 看護師長 事務	

老人福祉センター	所長
老人福祉センター	所長

め、「教育次長」の下に、「理事」を加え、同表栗原市の項中

に改

に改

に改

医療局
(本局) 局長 課長 (病院) 次長 院長 副院長 診療部長 医師 副医師 総看護 師長 副総看護師長 看護 師長 事務局長 次長 所長 (診療所)

診療所
所長 (診療科) 看護師長

を「に改

め、同表亘理町の項中

老人福祉セ ンター

を

「健 わたり温泉 健康セ ンター

に改め、

「国 民保養セ ンター

を

「わたり温泉 鳥の海」に改め、同表松島町の項中「室長 事業所長 班長」を「危機管理監 事業所長

専門官 参事 班長 次長 室長」に、

勤労青少年 ホーム	所長
松島浄化セ ンター	所長

を

勤労青少年 ホーム
所長

に、

「スポ ーツ振 興セ ンター	所長
「野 外活 動セ ンター	所長

を

「に改め、同表南三陸町の項中

本 庁	課長 室長
「保 健セ ンター	所長
「在 宅介 護支 援セ ンター	所長
「保 育所 (園)	所 (園) 長
「衛 生セ ンター	所長
「ク リ ン セ ン ター	所長

を

本 庁	課長 室長
「地 域包 括支 援セ ンター	所長
「保 育所 (園)	所 (園) 長

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○松島高等学校教諭大友文夫に対する平成十七年四月一日付け転任処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成二十年七月二十二日

宮 城 県 人 事 委 員 会

一 日 時

平成二十年八月二十八日 午後一時三十分

二 場 所

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

宮城県自治会館 二階 二〇三会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名に限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午後一時二十分からとします。